

多気町建築物耐震改修促進計画

令和 4 年 3 月

多気町

第1章	はじめに	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
第2章	計画の基本事項	
1	計画の目的等	2
	(1) 計画の目的	2
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	2
2	想定される地震と被害の状況	7
	(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性	7
	(2) 想定される地震	8
	(3) 多気町において発生が予想される地震とその規模	8
	(4) 想定される建物被害	9
3	建築物の耐震化の現状	11
	(1) 住宅の耐震化の状況	11
	(2) 特定の建築物の耐震化の状況	12
第3章	計画の方針	
1	計画の基本方針	13
2	基本的な取組方針	13
	(1) 建物所有者の主体的な取組	13
	(2) 町の支援	13
	(3) 関係者との連携	13
3	計画の目標	14
	(1) 住宅の耐震化の目標	14
	(2) 特定の建築物の耐震化の目標	14
第4章	住宅・建築物の耐震化のための施策	17
1	住宅の耐震化	17
	(1) 木造住宅の耐震化の支援	17
	(2) 住宅の耐震化の促進	18
	(3) 計画的な耐震化の推進	19
2	建築物の耐震化	20
	(1) 建築物の耐震化の支援	20
	(2) 建築物の耐震化の促進	20
3	まちの安全対策	20
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	20

（２）耐震化の促進のための普及啓発・・・・・・・・・・	21
４　その他建築物の地震に対する安全対策・・・・・・・・	22

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、さらには南海トラフ地震を震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊など、建築物本体の倒壊以外にも多岐にわたることが想定され、さらには長周期地震動への対策など新たな問題も注目され、建築物における耐震化への課題はまだまだ山積みとなっています。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて平成20年度から「多気町耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）続いて平成29年度から「多気町建築物耐震改修促進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、町内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を促進するために「多気町建築物耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」「多気町地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、多気町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標をさだめるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、町及び関係団体などそれぞれの主体がそれらに取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、多気町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年4月から令和9年3月までの5年間とします

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前(※1)に建築された住宅及び、特定の建築物(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物

(耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア）)

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）のうち（ろ）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）のうち（ろ）に掲げるもの）
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物
（表2-1（い）欄（3）のうち（ろ）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物(防災拠点となる建築物)
（表2-1（い）欄（4）のうち（は）に掲げるもの）
- ② その敷地が県又は町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）のうち（は）に掲げるもの）

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

不特定かつ多数の者が利用する建築物

- ① 又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】 特定の建築物の一覧表

(い) 用 途		(ろ) 耐震診断努力義務対象	(は) 耐震診断義務付け対象
(1) 多数の者が利用する建築物	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 床面積 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 床面積 1,500 m ² 以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 床面積1,000m ² 以上 (屋内運動場を含む)	階数2以上かつ 床面積3,000m ² 以上 (屋内運動場を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 床面積5,000m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	※以外の学校	階数 3 以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演劇場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数1以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表 2-2】	階数1以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一

				定距離以内に存する建築物)
(3) 避難路沿道建築物 (通行障害建築物)		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(ウ) 要安全確認計画記載建築物	震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
(4) 防災拠点となる建築物				耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【表2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施工令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類		30 トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第五号	マッチ		300 マッチトン
	第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2 万立方メートル
	第七号	圧縮ガス		20 万立方メートル
	第八号	液化ガス		2,000 トン
	第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20 トン
	第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		200 トン

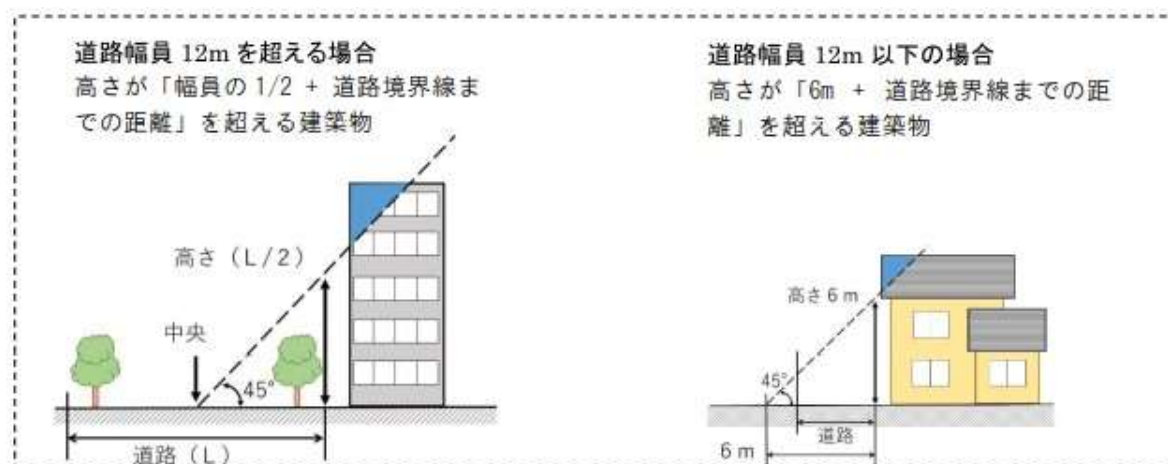
■通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

■通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



2 想定される地震と被害の状況

（1）三重県における大規模地震発生の緊迫性

町を含む三重県は、南海トラフを震源として約100～150年の間隔で繰り返し発生してきた東海地震、東南海・南海地震により、大きな被害を受けてきました。直近の東南海・南海地震の発生から、約70年が経過し、また、東海地震についても、最後の発生から約160年が経過しています。

つまり、これまでの発生間隔から推測すると、東海地震はいつ発生してもおかしくない状況であり、東南海・南海地震の今後 30 年間の発生確率は 70%～80%であると言われています。そのような中、平成 14 年度に 4 市 13 町 1 村（平成 18 年 12 月現在合併により 6 市 4 町）が「東海地震に係る地震防災対策推進強化地域」に指定され、平成 15 年度には、県内全域の市町村が東南海・南海地震に係る「東南海・南海地震防災対策推進地域」に、また、平成 26 年 3 月に町を含む 1 都 2 府 26 県 707 市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されました。

(2) 想定される地震

県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震、及び県内に数多く分布する活動層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておく必要があります。このように、県内は沿岸部のみならず、内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

(3) 多気町において発生が予想される地震とその規模

平成26年3月の「三重県地震被害想定結果」の中で、多気町において大きな影響を及ぼす地震として、南海トラフ、養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層を震源とする地震が想定されています。震度については、震度5弱から7と予想されています。

・最大震度一覧表

南海トラフ (理論上最大)	南海トラフ (過去最大)	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層（東部）	頓宮断層
7	6強	5強	6強	5弱

出典：「三重県地震被害想定結果」（平成26年3月）

(4) 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約70,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約23,000棟が全壊し、津波により約38,000棟が流出すると予測されています。なお、多気町では、揺れにより約100棟が全壊すると予測しています。

次に、内陸直下型地震にあたる養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約120,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約96,000棟が全壊し、火災により約19,000棟が焼失すると予測されています。なお、多気町での建物被害は予測していません。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約93,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約65,000棟が全壊し、火災により約22,000棟が焼失すると予測されています。なお、多気町では、揺れにより約1,100棟が全壊すると予測されています。

頓宮断層帯地震では、県全体で約8,900棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約4,700棟が全壊すると予測されています。なお、多気町での建物被害は予測していません。

なお、いずれの地震でも、液状化にともなう建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表2-3】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	多気町
揺れ	約23,000	約2,000	約3,900	約60	約12,000	約4,800	約100
液状化	約5,900	約2,500	約1,600	約10	約1,500	約300	-
津波	約38,000	約8,500	約4,800	-	約16,000	約9,100	-
急傾斜地等	約700	約20	約80	約10	約400	約200	-
火災	約2,100	約20	約70	約10	約1,800	約40	-
計	約70,000	約13,000	約11,000	約90	約32,000	約14,000	約100

(単位：棟)

【表2-4】養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	多気町
揺れ	約96,000	約93,000	約2,600	約70	約40	-	-
液状化	約5,500	約2,700	約1,600	約10	約1,200	約10	-
津波							
急傾斜地等	約400	約100	約90	約30	約100	-	-
火災	約19,000	約18,000	約300	-	約10	-	-
計	約120,000	約114,000	約4,500	約100	約1,400	約10	-

(単位：棟)

【表2-5】 布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	多気町
揺れ	約65,000	約27,000	約37,000	約40	約1,200	－	約1,100
液状化	約5,900	約2,600	約1,700	約10	約1,400	約100	－
津波							
急傾斜地等	約500	約80	約200	約30	約200	約40	－
火災	約22,000	約6,000	約16,000	－	約20	－	－
計	約93,000	約35,000	約55,000	約90	約2,800	約200	約1,100

(単位：棟)

【表2-6】 頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	多気町
揺れ	約4,700	約70	約100	約4,500	－	－	－
液状化	約3,900	約1,900	約1,300	約20	約600	約10	－
津波							
急傾斜地等	約200	約50	約90	約50	約50	－	－
火災	約70	約20	約20	約30	－	－	－
計	約8,900	約2,100	約1,500	約4,600	約700	約10	－

(単位：棟)

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（以下「統計調査」といいます。）によると、平成25年度末の町内の住宅総数は5,110戸であり、そのうち耐震性のある住宅は3,647戸となります。これを基に算出した「住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は71.4%となります。

一方、耐震性のない住宅は1,463戸（28.6%）と推計されています。

また、同統計調査を基に平成26年度末時点を推計すると、住宅総数5,182戸の内、耐震性のある住宅は3,766戸（72.7%）、耐震性がない住宅は1,415戸（27.3%）となります。

【表2-7】多気町における住宅耐震化の状況（単位：戸）

多気町内の住宅戸数		H25年度	H27年度	H28年度	R03年度
住宅総数		5,110	5,182	5,218	5,411
耐震性のある住宅戸数（①＋②）		3,647	3,766	3,828	4,050
耐震化率		71.4%	72.7%	73.4%	74.8%
昭和56年以降建築 ①		3,160	3,289	3,354	3,570
昭和55年以前建築		1,950	1,892	1,864	1,841
耐震性あり	木造住宅（※1）	479	470	467	474
	木造以外の住宅（※2）	8	7	7	6
	計②	487	477	474	480
耐震性なし	木造住宅（※1）	1,461	1,413	1,388	1,359
	木造以外の住宅（※2）	2	2	2	2
	計	1,463 (28.6%)	1,415 (27.3%)	1,390 (26.6%)	1,361 (25.2%)

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成25年度末時点で1,940戸となっています。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。平成25年、26年、27年度の住宅総数、「昭和56年以降建築」は統計調査値、それ以外の値はすべて町において推計しています。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

多数の者が利用する建築物

特定の建築物のうち、町内における多数の者が利用する建築物は、令和2年度末時点で13棟あり、そのうち新耐震基準で建築されたものは5棟、旧耐震基準で建築されたものは8棟となっています。旧耐震基準で建築されたもののうち、5棟が、耐震診断や耐震改修により耐震性ありと確認されており、多数の者が利用する建築物における耐震化率は、全体で77.9%となっています。

【表2-8】多気町における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度		建築物総数	新耐震基準	旧耐震基準		耐震性あり 建築物数	耐震化率
				耐震性あり	耐震性なし (未診断含む)		
		a=b+c+d	b	c	d	e=b+c	f=e/a
H28	町有建築物	6	1	5	0	6	100%
	民間建築物	7	4	0	3	4	57.1%
	合計	13	5	5	3	10	77.9%
R2	町有建築物	6	1	5	0	6	100%
	民間建築物	7	4	0	3	4	57.1%
	合計	13	5	5	3	10	77.9%

(単位：棟)

※ 耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）における10年後に死者数をおおむね8割、建築物の全壊棟数をおおむね5割、被害想定から減少させるという目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅及び耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、令和7年度までにおおむね解消としています。

その基本的な方針及び第一次計画における目標を踏まえ、本計画では、新たに耐震診断義務付け建築物に対する目標を加えて、令和7年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、県や町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。

そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

（2）町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また町は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

県、町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標 1.住宅の耐震化	目標：耐震化率 77.1%以上 (R3年度推計値：74.8%)
参考指標：旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数	指標：耐震化未実施率 72.8%以下 (R3年度推計値：73.9%)

■ 多気町における住宅の耐震化の目標 (単位：戸)

多気町における住宅戸数			H25年度末	H27年度末	R3年度末	R8年度末 (年5戸目標)
住宅総数			5,110	5,182	5,411	5,651
耐震性のある住宅戸数 (①+②) (耐震化率)			3,647 (71.4%)	3,766 (72.7%)	4,050 (74.8%)	4,355 (77.1%)
昭和56年以降建築①			3,160	3,289	3,570	3,870
耐震性のない住宅戸数 (平成25年度比) (③/④)			-	-		72.8%
昭和55年以前建築の住宅総数④			1,950	1,893	1,841	1,781
昭和 55年 以前 建築	耐震性 あり	木造住宅	479	470	474	479
		木造以外の住宅	8	7	6	6
		計②	487	477	480	485
	耐震性 なし	木造住宅	1,461	1,413	1,359	1,294
		木造以外の住宅	2	2	2	2
		計③	1,463	1,415	1,361	1,296

① 住宅の耐震化の現状と課題

(前計画の目標に対する実績)

町では、5年前(平成27年度)に策定した第一次計画において、国の目標である耐震化率では、耐震化の取組実績とは関係しない新築等の戸数によって大きく影響を受けるため、これとは別に、町独自の目標として、「平成25年度時点の旧耐震基準の住宅数(1,950戸)のうち、耐震性のない住宅(1,463戸)の割合(75.0%)」を、令和3年度に73.5%以下を目標に設定し取組んできたが、令和3年度末時点で住宅数(1,841戸)のうち、耐震性のない住宅(1,361戸)の割合(73.9%)となった。そこで、近年の耐震補強補助実績平均が1～2戸であるところを、年5戸を目標に令和8年度末には「耐震性のない住宅戸数」を1,296戸となるように取り組みます。

なお、この耐震補強補助戸数(5戸/年)の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、令和8年度末時点を推測すると、住宅総数は5,651戸、耐震性のある住宅は4,355戸、耐震化率は77.1%となります。

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、県及び町が地域防災上の位置づけをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことが当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

【表3-3】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対照用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物(付属建築物等)		I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物(付属建築物等)		体育館
C	A, B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舍・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、駐車場等
		II	I 以外の建築物(付属建築物等)		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの

B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの

C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として

分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A－I、B－I、A－II、B－II、C－I、C－IIとします。

① 公共建築物の耐震化の目標

町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成26年度末時点で耐震化率100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めています。

■ 町が所有する多数の者が利用する建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況 (令和4年3月31日時点)

用途分類	重要度による分類		建築物総数	耐震性あり 建築物数	耐震化率
A	Ⅰ		5棟	5棟	100%
	Ⅱ		0棟	0棟	-
B	Ⅰ		1棟	1棟	100%
	Ⅱ		0棟	0棟	-
C	Ⅰ	賃貸住宅等	0棟	0棟	-
		上記以外	0棟	0棟	-
	Ⅱ		0棟	0棟	-
計			6棟	6棟	100%

② 民間建築物の耐震化の目標

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物である分類Aについて、平成26年度末時点で耐震化率100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理の徹底を促していきます。

■ 民間の多数の者が利用する建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況及び目標

用途分類	重要度による分類	平成26年度末時点		
		建築物総数	耐震性あり 建築物数	耐震化率
A	I	2棟	2棟	100%
	II	0棟	0棟	-
B	I	0棟	0棟	-
	II	0棟	0棟	-
計		2棟	2棟	100%

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

町では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、補強設計及び耐震補強工事に対して必要な支援を行います。

① 旧耐震基準木造住宅に対する支援

■ 待ったなし！耐震化プロジェクト（令和4年3月時点）

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。 ・（申請者負担額：無料）	昭和56年5月31日以前に着工された階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：設計金額の2/3額（18万円が上限）	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：次の①と②を加算した額（最高100万円かつ工事費用まで） ①工事費用の2/5の額（50万円が上限） ②工事費用の2/3の額（50万円が上限）	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：リフォーム工事費用の1/3以内の額（20万円が上限）	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと
木造空き家除却補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された木造住宅を、取り壊す場合に補助を行う ・申請者に関する補助金額 工事費用の23%の額（20万7000円が上限）	・耐震診断評点0.7未満の木造住宅 ・町が空き家と判断した住宅	・耐震改修促進法の規定に基づき指定した沿道 ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋2m、2階建て4m以内

（２）住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 耐震診断・耐震改修に係る相談体制の確保

町役場において、住宅・建築物の耐震化についての相談を受け付けています。特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせた耐震改修が行われるよう誘導していきます。

② 住宅戸別訪問・ダイレクトメール・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域における未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問やダイレクトメール、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、県や関係団体と連携し実施していきます。

③ 町広報等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、町広報にて、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

また、町の媒体だけでなく、県ホームページ「e-すまい三重」でも耐震に関する情報提供サイト「住まい安全安心21」にて、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35909031376.htm>

④ 防災教育を通じた啓発

学校での防災教育において、住宅の耐震化の必要性を生徒や参観した保護者等に住宅耐震化の重要性を認識して貰うとともに、子どもから親や祖父母等へ伝えて貰うことで家庭内での住宅耐震化に関する問題意識の醸成を図ります。

⑤ 地元組織を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、町民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのため、自治会や地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。しかし、地元組織においては、耐震化や地震に対する専門的知識が十分でない場合があることから、現在県や専門家と協働し、自治会での住宅耐震説明会等を実施することで、地元組織の取組に対して支援を行っています。

⑥ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

建築基準法施行令に基づく構造規定は、これまで、宮城県沖地震を受けた昭和56年改正（必要耐力壁量の強化や面材壁倍率という考え方の導入等）と、阪神・淡路大震災を受けた平成12年改正（木造住宅の耐力壁の配置バランスや仕口金物等の仕様の明確化等）により強化されてきました。

このような経緯の中、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に建築された木造住宅については、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合の調査結果（平成26年12月17日）（例えば、「現在の法令に基づく構造規定と照らし合わせると耐力壁量は満足しているものの、耐力壁がバランスよく配置されていない、また、仕口金物が不十分であること等により、耐震性が劣る木造住宅が存在する」等。）や、旧建設省の調査結果（平成7年8月）（「阪神・淡路大震災では、「昭和56年以前」の建物に被害が集中した」等。）が報告されています。

これらの報告を踏まえつつ、新耐震基準木造住宅についても耐震壁の配置や仕口金物の使用によっては耐震性が十分でないものもあること、また木造住宅は維持管理によっては腐食等により耐震性が低下する場合があることを注意喚起し、所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを、啓発していきます。

また、耐震化支援に係る補助制度の新耐震基準木造住宅への対象拡大については、慎重に検討を進めます。

（３）計画的な耐震化の推進

① 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会（以下「木耐協」といいます。）において、設計、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」を開催しています。

今後も、町民のみなさんが安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができるよう、事業者等に対する講習会等の継続を支援することで木造住宅耐震診断員の技術向上及び登録者数の増加につなげていきます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

県では、特に防災上重要な建築物等の耐震化を促進するため、各部局の補助制度を活かして、建築物の耐震化の支援を行います。

また、町につきましても県と連携し、建築物の耐震化の支援を行います。

(2) 建築物の耐震化の促進

町では、建築物の耐震化の促進のため、相談窓口を設置し、所有者等からの相談に県とともに対応し、支援制度についての情報提供を行います。

① 県及び町有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

町有建築物のうち、町の耐震改修促進計画において、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の状況については、県と連携し公表を行います。

3 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

(耐震診断義務化対象路線の指定)

耐震改修促進法第6条第3項第一号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、相当多数の町民の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線を指定します。

この耐震診断義務化対象路線は、三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路【別表の内多気町内の紀勢自動車道及び一般国道に限る】を指定します。

この指定により、同法第7条第1項第二号に基づき、令和8年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、三重県へ報告することを義務付けます。ただし、同条による報告期限が令和3年3月31日であったものを除くとともに、すでに報告期限を迎えたものについては、今後はその結果の公表を進めていきます。

(※1) P7「通行障害既存耐震不適格建築物」参照

【別表】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路一覧表

第一次緊急輸送道路一覧表

路線 番号	路線名	区間		連絡路線（拠点）名	
		起点 （市町字名）	終点 （市町字名）	起点	終点
第一次緊急輸送道路					
高速自動車道（中日本高速道路（株）管理					
	紀勢自動車道	紀北町紀伊長島区	多気町	一般国道 42 号線	伊勢自動車道

一般国道（国土交通省管理）					
42	一般国道 42 号	松阪市小津町	紀宝町成川	一般国道 23 号	和歌山県境

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

■ 避難路沿道建築物耐震対策促進事業の概要（平成28年3月時点）

事業名	概 要	補助率
避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金（避難路沿道建築物耐震対策促進事業）	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断の補助を行う。	国1/2、 県1/4、 市町1/4

③ 空き家対策

管理不全の空き家が今後も増加するものと考えられます。空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど 人的被害を拡大させる可能性があることから、空き家の有効活用を図るとともに、所有者に管理の徹底を促します。

（2）耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

② 防災ガイドブックの作成

県では、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、内陸直下型地震の発生が懸念されており、また、近年多発している台風や集中豪雨による風水害など、様々な自然災害に県民のみなさんに備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、県民のみなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ること、自分に合った備えを進め、災害発生時には適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容としています。

この「三重県防災ガイドブック」において、家屋の耐震診断・耐震補強などの耐震対策に関するチェックポイントや行政支援などを掲載し、耐震化の促進を図るための普及啓発に取り組みます。

④ 重点的に耐震化を促進する地域

多気町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。したがって、町内全域で耐震化を促進していきます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等における安全対策

平成30年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです

地震時における道路の閉塞や東海によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページで掲載するとともに、定期的にパトロールを実施することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

なお市町において、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者等に対して、撤去費用の一部を補助する制度もあることから、あわせてホームページ等で情報提供を行います。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物における防止対策の普及啓発を行います。

③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ天井材等の脱落対策に係る新たな基準が建築基準法で定められたことから、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

④ エレベーターにおける耐震対策

大規模地震において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、危機の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、町では県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

⑤ 長周期地震動への対策

固有終期の長い超高層建築物等（高さが 60cm を超える建築物及び地階を除く階数が 3 回を超える免震建築物）が地震動の周期と共振した場合、比較的ゆっくりとした大きな揺れが長時間発生することが指摘されており、平成 23 年の東日本大震災においても、首都圏や震源から約 700km 離れた大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが長時間にわたり観測され、対策の必要性が再認識されたことから、国は平成 28 年に対策を取りまとめて公表しました。

このなかで、国から示された対象区域別の設計用長周期地震動の大きさが、設計時に構造計算に用いた地震動を上回る既存の超高層建築物等については、安全性の水準についての再検証や必要に応じた補強等の措置を講ずることが望ましいとされていることから、建物所有者に対して、リーフレットの送付等により情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

⑥ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家電製品や家具、オフィスや病院等におけるや什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により町民のみなさんに普及や啓発を行います。